



環境影響評価(環境アセスメント)とは

鉄道や高速道路の建設など大規模な事業の着手前に、あらかじめ自然環境や景観への影響などについて事業者自らが調べた結果を公表し、それに対する市民、行政の意見を取り入れ、環境に与える影響ができるだけ少ない事業としていく仕組みです。



条例の概要

- 事業内容の検討状況に応じて、環境影響評価手続を下記の2段階に区分します。
 - 計画段階環境配慮手続
事業内容が固まる前の段階において、環境影響が少ない事業となるよう環境保全のための適正な環境配慮を検討する手続
 - 事業アセスメント手続
事業を行う位置、事業規模等が確定した段階で、より詳細に周辺環境に与える環境影響を調べ、適正な環境保全措置を検討する手続
- 事業の規模に応じて、規模の大きい第1類事業と、それよりも小規模な第2類事業の2区分を設定し、第1類事業に対しては、両方の手続を求めますが、第2類事業に対しては、事業アセスメント手続を免除します。
- 条例で提出を求める図書(配慮書案、配慮書、方法書、準備書、評価書、事後調査計画書、事後調査報告書)について、市の窓口での縦覧のほか、インターネットによる公表(電子縦覧)を行います。
- 第1類事業、第2類事業ともに、所定の手続を終えるまで、事業の実施を制限します。
- 隣接地で追加工事を行うなど、事業を複数回に分割して実施する場合、事業の一体性が明らかであれば、それらの規模を合算し、その結果、対象規模を超える場合には、事業アセスメント手続の実施を義務付けます。





調査・予測・評価の内容

環境影響評価を行う際には、別に定めている「技術指針」に基づき、事業者は事業の特性や地域の特性等を踏まえ、事業の実施により影響を受けると考えられる環境要素を抽出し、これらについて調査・予測・評価を行うことになります。

環境要素

1	大気質	12	植物
2	騒音・低周波音	13	生態系
3	振動	14	景観
4	悪臭	15	人と自然との触れ合いの活動の場
5	水質	16	文化財
6	水底の底質	17	廃棄物等
7	地下水の水質・水位	18	温室効果ガス等
8	地形・地質	19	風害
9	地盤	20	電波障害
10	土壌	21	日照障害
11	動物	22	その他

調査

環境への影響を予測、評価するためには、まず、事業を実施しようとする地域の環境情報を収集する必要があります。

既存資料の収集や、専門家からの聞き取り、現地において測定や観察をします。

予測

事業を実施すると、環境がどのように変化するかを工事の実施及び施設の供用の段階を想定して予測します。

- 予測式に基づいて計算します。
- 同じような事例をもとに予測します。

評価

予測の結果、環境への影響がある場合は、その影響を減らすための対策(環境保全措置)を検討し、事業の実施による影響が、実行可能な範囲内で可能な限り回避され、又は低減されているかなど、環境の保全についての配慮が適正になされているかを評価します。

対象事業一覧

特定地域

事業の種類		事業の規模		
		第1類事業 (計画段階環境配慮手続と事業アセスメント手続を実施)	第2類事業 (計画段階環境配慮手続のみ実施)	
1 道路	高速自動車国道	新設	-	
		改築	車線数の増加(改築部分1km未満に限る。)を伴うもの	
	指定都市高速道路	新築	4車線未満	
		改築	車線数の増加(改築後4車線未満かつ改築部分1km以上に限る。)を伴うもの	
	一般国道	新築	4車線以上かつ3km~7.5km	
		改築	車線数の増加(改築後4車線以上かつ改築部分3km~7.5kmに限る。)を伴うもの	
その他の道路	新築	・4車線以上かつ3km以上 ・幅員5m以上かつ10km以上のもの(特定山間地域内に限る。)	・4車線以上かつ1.5km~3km ・幅員5m以上かつ5km~10km以上のもの(特定山間地域内に限る。)	
	改築	・車線数の増加(改築後4車線以上かつ改築部分3km以上に限る。)を伴うもの ・幅員の拡張(拡張後幅員5m以上かつ拡張部分10km以上に限る。)を伴うもの(特定山間地域内に限る。)	・車線数の増加(改築後4車線以上かつ改築部分1.5km~3kmに限る。)を伴うもの ・幅員の拡張(拡張後幅員5m以上かつ拡張部分5km~10kmに限る。)を伴うもの(特定山間地域内に限る。)	
2 ダム等	ダム	貯水面積20ha~75ha	-	
	堰	新築	湛水面積20ha~75ha	
		改築	・改築後の湛水面積75ha以上かつ改築部分の湛水面積が10ha~37.5ha増加するもの ・改築後の湛水面積20ha~75ha以上かつ改築部分の湛水面積が10ha以上増加するもの	
放水路	土地の改変面積20ha~75ha	-		
3 鉄道等	鉄道・軌道(LRT)	建設	7.5km未満	
		改良	・本線路の増設(増設区間が2駅間以上かつ増設部分7.5km未満に限る。)を伴うもの ・改良部分2km~7.5kmの移設 ・改良部分7.5km未満の連続立体交差化	・改良部分1km~2kmの移設
	モノレール	建設	全事業	-
		改良	・本線路の増設(増設区間が2駅間以上のものに限る。)を伴うもの ・改良部分2km以上の移設 ・連続立体交差化	・改良部分1km~2kmの移設
4 都市公園		当該区域20ha(特定地域...10ha)以上(土地の改変面積が2ha以上のものに限る。)	当該区域5ha以上(特定山間地域内かつ土地の改変面積が1ha以上のものに限る。)	
5 飛行場等	陸上飛行場	新設	滑走路長1,875m未満	
		変更	・滑走路の延長(延長後の滑走路長1,875m以上かつ延長部分200m~375mに限る。) ・滑走路の延長(延長後の滑走路長1,875m未満かつ延長部分200m以上に限る。)	
	陸上ヘリポート	新設	全事業	
		変更	全事業	
6 下水道終末処理場	下水処理場	新設	敷地面積10ha以上または計画処理人口5万人以上	
		変更	敷地面積10ha以上増加または計画処理人口5万人以上増加	
7 工場	工場立地法に基づく特定工場	排ガス量4万m ³ /時以上または排水量7,500m ³ /日以上	-	
8 建築物	建築物	高さ100m超えかつ延べ床面積5万m ² 以上(新築に限る。)	高さ31m超えかつ延べ床面積5万m ² 以上(新築に限る。)	
9 発電所	火力発電所	新設	出力5万kW~11.25万kW	
		変更	新設(新設部分の出力5万kW~11.25万kW)を伴うもの	
	風力発電所	出力1,500kW~37,500kW	-	
10 廃棄物処理施設	ごみ処理施設	処理能力4トン/時以上(焼却施設に限る。)	処理能力5トン/日以上(焼却施設は200kg/時以上)	
	産業廃棄物最終処分場	面積5ha~25ha	面積5ha未満(一般廃棄物に限る。)	
	産業廃棄物中間処理施設	いずれかに該当する施設 ・敷地面積9,000m ² 以上 ・建築面積3,000m ² 以上 ・焼却施設の処理能力4トン/時以上	-	
11 農用地造成事業		当該区域20ha(特定地域...10ha)以上	当該区域4ha~20ha(特定地域...4ha~10ha)以上	
12 土地区画整理事業		施行区域50ha~75ha	施行区域25ha~50ha	
13 新住宅市街地開発事業		当該区域20ha(特定地域...10ha)以上	当該区域4ha~20ha(特定地域...4ha~10ha)以上	
14 工業団地造成事業		施行区域10ha~75ha	施行区域4ha~10ha	
15 新都市基盤整備事業		施行区域20ha~75ha(特定地域...10ha~75ha)	施行区域4ha~20ha(特定地域...4ha~10ha)	
16 流通業務団地造成事業		施行区域10ha~75ha	施行区域4ha~10ha	
17 宅地の造成の事業(開発)		当該区域16ha~75ha(特定地域...8ha~75ha)(土地の改変面積が2ha以上のものに限る。)	当該区域4ha~16ha(特定地域...4ha~8ha)(土地の改変面積が1ha以上のものに限る。)	
18 規則で定める事業	土砂採取	採掘区域5ha以上	-	
	その他	-	市長が定める地域で行う事業(※)	

特定地域概略図



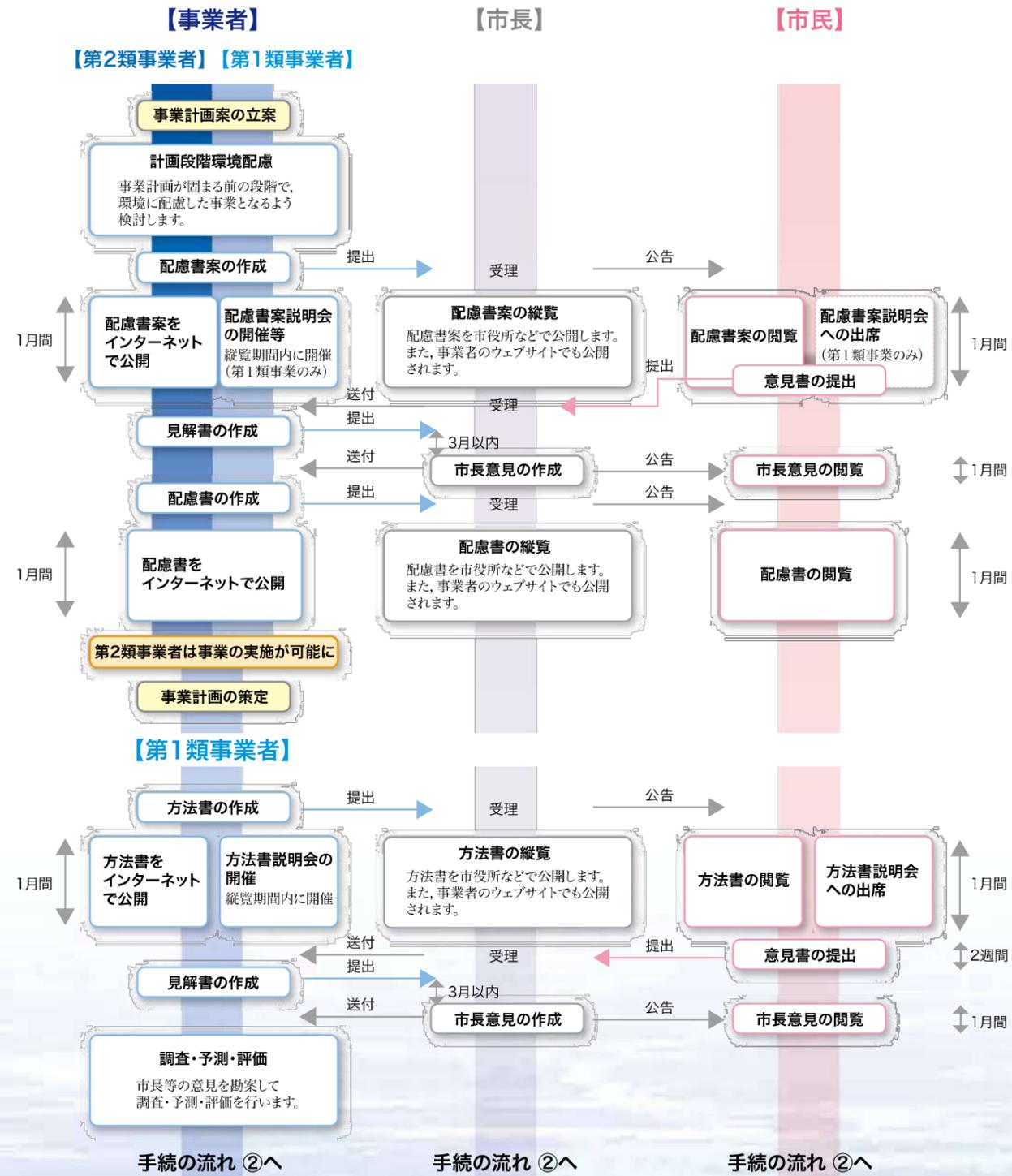
次の地域指定を受けた地域をいいます。

- (1) 鳥獣保護区
- (2) 史跡、名勝若しくは天然記念物の指定地域又は伝統的建造物群保存地区
- (3) 京都府指定史跡、京都府指定名勝若しくは京都府指定天然記念物の指定地域又は文化財環境保全地区
- (4) 京都市指定史跡、京都市指定名勝若しくは京都市指定天然記念物の指定地域又は文化財環境保全地区
- (5) 国立公園又は国定公園の区域
- (6) 京都府立自然公園の区域
- (7) 歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区
- (8) 近郊緑地保全区域
- (9) 都市計画区域以外の区域、市街化調整区域又は風致地区
- (10) 建造物修景地区
- (11) 自然風景保全地区
- (12) 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域
- (13) 京都府自然環境保全地域又は京都府歴史的自然環境保全地域
- (14) 特別緑地保全地区
- (15) 景観地区

(※) 京都市の生物の多様性の保全に著しい影響を与えるおそれがある地域を、今後、市長が定めます。
 特定山間地域とは、歴史的風土特別保存地区、都市計画区域以外の区域、特別緑地保全地区若しくは自然風景保全地区に指定された区域をいいます。

手続の流れ

手続の流れ ①



手続の流れ ②

